

福祉サービス第三者評価結果報告書（2022年度）

2022年12月20日

社会福祉法人台東区社会福祉事業団
谷中児童館 館長 殿

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F

評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団

(東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構12-215)

電話番号 03-3486-5141

代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属 児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201036			
	①	渡部 博昭				
	②	小玉 絹江				
福祉サービス種別	児童館					
評価対象施設名称	谷中児童館					
施設連絡先	所在地	〒110-0001 東京都台東区谷中5-6-5				
	電話番号	03-3824-4043				
施設代表者氏名	館長 関口 裕紀					
契約日	2021年10月15日					
自己評価票回答期間	2022年5月17日～2022年6月17日		館長・事務局回答項目			
職員調査票回答期間	2022年7月13日～2022年8月3日		職員回答項目			
訪問調査日	2022年9月1日					

谷中児童館 評価結果報告

«I 福祉サービスの基本方針と組織»

I - I 理念・基本方針

【評価項目】 I - I - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I - I - (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		判定
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I - I - (1)について

講評
<p>法人、児童館の理念や運営方針が明示され、職員への浸透、利用者等への周知が図られています。</p> <p>① 法人理念、法人児童福祉施設部門の目標、区内全館共通の児童館・こどもクラブの運営方針を掲げています。子どもの権利、子どもの自由を保障し、子どもの福祉を増進することなどを表明しています。</p> <p>② 職員は、年度当初の研修会の機会に法人理念や運営方針を振り返る機会を設けられています。また、これらは事務室内にも掲げられており、いつでも確認ができるようになっています。常に浸透のための機会を持ち、基本に立ち返ることを心がけています。また、台東区の児童館では、児童館ごとに「児童館テーマ」を掲げています。各テーマの実現に向けた具体的な活動として事業計画に反映されています。</p> <p>③ 理念等は、児童館のパンフレットへの記載やおたよりなどを通じて、利用者や地域の方々に紹介しています。ホームページでもすぐに確認ができるようになっており、周知のための重要な媒体になっています。</p>

I -2 経営状況の把握

【評価項目】 I -2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I -2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		判定
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I -2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

標準項目		判定
1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】 I -2-(1) について

講評

法人の経営状況、地域・利用者ニーズを踏まえた事業計画・研修計画の立案に努めています。

- ① 法人では、児童、高齢者両部門の館所長が集まる運営会議を月1回行っています。ここでは、法人の経営リスクの分析などを行っています。また、法人の「あり方検討会」では台東区議会の動向も見据え事業団の見直しを含めた議論などが行われています。
- ② 区の児童館所管課との関わりも踏まえて、区の子どもに関わる各種プランや議会報告を分析・検討し、児童館の計画に反映する体制です。利用者数は各館で増減理由を分析した後、法人本部で集計・分析され、議会に報告されます。潜在的利用者のニーズは、区の次世代育成支援計画のニーズ調査で全体的な傾向を捉えていますが、各館設置地域の状況・課題を館長会等で具体的に捉え、分析の視点に反映して対応を検討しています。
- ③ 各館設備は修繕の規模により、各館の指摘に応じてすぐに行う案件、区担当課と協議を行う大規模な修繕など計画的に行う仕組みです。人材育成は研修担当館長が本部と協力して研修計画を立案します。その際、各館長が職員の意見や意向を吸い上げ、子どもの援助に必要となる研修が実施されるよう努めています。

I - 3 事業計画の策定

【評価項目】 I - 3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I - 3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		判定
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	○
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I - 3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

標準項目		判定
1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】 I - 3-(1) について

講評
区の次世代行動計画に基づいた、中・長期計画の立案、単年度事業計画の策定の流れがあります。 ① 中・長期計画は区の次世代育成支援計画に基づいて児童館が関わる項目に焦点を当て検討され、中期的には3年ごとに評価・見直しを図る仕組みです。また、長期的には5年に一度「これから台東区児童館プロジェクトチーム」を設け、子ども、家庭、地域の各部会において、それぞれのテーマによる検討を行う仕組みがあります。その際に、法人の理念・目標に向けた児童館が目指す目標設定、具体的な成果設定、それらに基づいた評価を行うこととなっています。 ② 単年度計画は、法人本部が中・長期計画に基づいた全館共通の目的や方向性を示し、各館はそれに基づいて具体的な館の事業計画を策定します。 ③ 毎年度、開館日数、事業実施回数、利用者数等の数値目標の設定がされ、自治体に報告されています。事業内容は「月のまとめ」の報告を作成することにより毎月、確認・検証され、法人本部でも把握しています。

【評価項目】 I - 3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I - 3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		判定
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行って	○

	いる。	
--	-----	--

I -3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		判定
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I -3- (2) について

講評
<p>3年ごとに見直す法人本部の「行動計画」は職員意見を反映した具体的な内容を心がけています。</p> <p>① 法人本部の事業計画は3年の中期計画として3年ごとに「行動計画」を見直し、作成しています。見直しの際は、プロジェクトを立ち上げ、全職員参加の元、各児童館で作成される年間反省シートなどを資料として職員意見を反映して行われます。</p> <p>② 各児童館では、法人本部の行動計画に基づいた年間計画を作成しています。年間計画は、玄関口等の館内掲示や月ごとの各種おたより、事業ごとにポスターやチラシなどで利用者に周知されています。</p>

I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I -4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		判定
1	組織的にPDCAサイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	－
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I -4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		判定
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っていている。	○

【評価項目】I -4-(1) について

講評

利用者の日頃の声や満足度調査、地域懇談会の意見を利用者意見とし、区の評価も加えて事業の改善を図っています。

- ① 区が実施する自己評価ならびに区所管課の指定管理者評価を契機として、各児童館の活動の見直しが行われています。また、「管理業務の実施状況及び利用状況報告書」により各館の毎年の課題と取組みを改善点として書き出し、詳細の状況を把握しています。
- ② 上記①の自己評価等で明らかになった課題は、次年度以降の年間計画立案の際に考慮されたり、利用者支援の観点から速やかな対応が必要な事項については、すぐに改善が検討されたりするようになっています。
- ③ 日頃の利用者の声、児童館利用者の満足度調査や行事アンケート、各館で行われている地域懇談会での意見が利用者意見の指標になっています。

＜II 組織の運営管理＞

II-1 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】 II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		判定
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		判定
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 II-1-(1) について

講評

法人は各館に対してコンプライアンスや職場倫理などを周知、浸透するための研修などを行い、確かな児童館運営に努めています。

- ① 法人本部は、毎年度の事業計画で理事会、評議員会、事務局各部課の所掌範囲を示すとともに、各部門の目標と計画を明示して、職員や利用者に周知しています。
- ② 法人本部では、コンプライアンス研修に取組んでいます。自治体からコンプライアンス担当職員を招き、実際に起きてしまったケースを事例として検討するなど、具体的な学びに繋げています。
- ③ 職員マニュアルに倫理綱領が示されています。アルバイトや派遣職員にも配布して年度当初に読み合わせを行うなど、法令遵守や人権擁護については徹底して対応しています。

【評価項目】 II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		判定
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。

標準項目		判定
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
毎月の会議や年2回の法人の職員ヒアリングを通じて、積極的に児童館の質の向上に向けて働きかけています。
<p>① 各館では毎月「月のまとめ」を作成し、当月に行われた活動について振り返りと分析を行っています。毎月の館長会では、各館の課題を共有して共通に対応を図る仕組みとなっていますが、地域・利用者の実情等、必要に応じて館個別の対応をすることになっています。</p> <p>② 日々の活動の記入様式を法人で統一し、それに基づいて記入、報告、月の会議で評価・分析、改善を図っていくことで、区内全館の児童館の資質向上に資する仕組みとしています。月の会議には法人本部職員も必ず出席し、各館の状況を把握するようにしています。一方で、平準化することで埋もれがちになる、各館固有の状況や職員の意見・課題意識も聴取し、館別に細やかな対応を図る姿勢も重要です。</p> <p>③ 館長は、職員と日々のミーティングや職員会議の場を通じて理念や運営方針に基づいた児童館運営を目指し話し合っています。法人本部の年2回のヒアリングでは、目標管理シートを基に個人の目標と課題、児童館運営への反映について話し合いを行っています。また、次年度の意向調査もヒアリング時に実施します。こうした内容は児童館長にフィードバックされ、各館の運営や研修内容の検討に活かされます。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】 II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		判定
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		判定
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】 II-2-(1) について

講評
児童館運営に必要な人材確保と育成のための仕組みがあります。
① 人員定数が設置自治体から示されており、これにより人材の確保、育成、定着が計画されます。職員採用については、採用募集要項に法人の方針を明示し、法人・児童館が目指す方向性を理解した上で応募してもらえるようにし、ホームページには職員のインタビューを掲載して、仕事の内容ややりがいがイメージできるように案内しています。
② 採用の試験は、児童館での説明会、見学、児童館体験、面接を実施し、具体的に児童館職員としての適性を確認する内容としています。
③ 各職層の目標管理シートと人事評価シートを組み合わせて、ヒアリングによる職員評価が行われます。館長による一次評価と法人本部課長による二次評価の構成となっており、本部課長は館長意見も考慮して児童館での職務上の成果や貢献度について参考としています。客観性を保ち、児童館、職員の資質向上に資する評価に努めています。

【評価項目】II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

標準項目		判定
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】II-2-(2)について

講評
<p>法人は職員の就業状況や健康管理に配慮した仕組みを設定し、人材を大切にした運営に努めています。</p> <p>① 就業規程に基づき、館長が就業状況や有休休暇の取得、超過勤務の把握を行い、法人本部に報告する仕組みとなっています。法人本部は館長会議で資料を提示し、各館の就業に関わる指導を行うようになっています。</p> <p>② 健康管理は、法人の健康管理に関する規程に基づきます。館長、法人本部担当課長とのヒアリングを定期的に行い、各職員の就業状況、心身の状況や意向などの声を聴いています。法人に産業医が配置され、ストレスチェック制度も導入しています。今後はさらに、職員一人ひとりの声を反映する具体的な就業管理や児童館運営の確認が期待されます。</p> <p>③ 労働基準上必要な休暇と職員のライフステージで必要とされる有給休暇、部分育児休業、介護休業などの休暇制度を設けて、実質的にその利用がしやすくなるように、各館の確認・指導に努め、適正な運用を図るなど、ワークライフバランスに配慮しています。</p>

【評価項目】II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		判定
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

II-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		判定
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」	○

	を明示している。	
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		判定
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】II-2-(3)について

講評
理念の実現と職員の資質向上に向け、職員の研修機会を多数設けています。
<p>① 職員ヒアリングを実施するにあたって、職員は「目標管理シート」や「ヒアリングシート」に記入し、当年度の目標を明らかにするとともに、当年度のヒアリング時までの振り返りなどを行って臨んでいます。ヒアリングは課長が行うこととなっており、児童館の事業計画を踏まえた自己の目標設定とその進捗、職務上の悩みなどを確認しています。内容は館長にフィードバックされ、改善に活用されます。</p> <p>② 全職員対象、階層別、専門テーマなどをOJT、OFFJTに区別して1年間の研修計画を一覧化し、その説明として、研修全体の目指す方向性や目標を明示しています。近年は対面とオンラインの両面開催や、録画視聴による研修を実施しているため、同様の内容の共有が進んでいます。また、オンラインによる方法ではない場合でも、研修報告会を実施し、全職員が受講研修の内容を共有するなど、常に職員の資質向上と児童館運営への反映が図られるように努めています。</p> <p>③ 職員の研修受講状況は年度始めに研修参加者名簿で管理し、各種研修への参加を勧奨しています。年度途中で情報が入った外部研修も、研修担当者が内容を精査し、児童館運営に必要と思われる研修会には積極的な参加を促しています。</p>

【評価項目】II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		判定
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中ににおいても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】II-2-(4)について

講評

児童福祉に携わる人材育成と自法人の採用に繋がるため、実習の受入れを丁寧に実施しています。

- ① 福祉人材の育成は法人の役割と考えており、事業計画において「福祉人材育成事業」を明示しています。児童部門でも実習生の受入れを積極的に行うこととなっており、感染症拡大の中にあっても工夫して受入れを行っています。受入れにあたっては実習生マニュアル、実習生受入れマニュアルが整備されています。受入れ児童館の職員にとっては、再度の専門性の学び、コミュニケーション力の向上、マニュアルの見直し機会となり、実習学生、受入れ児童館両者の学びの機会になっています。
- ② 実習受入れにあたって、事前説明会を開催して学校、学生、受入れ児童館の3者で実習に関わる体制、姿勢を共有し、学生が安心な環境で、緊張感をもって臨めるように。実習中は学校側の実習担当教員と連携を取り、学生にとってより良い学びとなるように丁寧な対応を心がけています。

II-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		判定
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人(児童館)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(児童館)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		判定
1	法人(児童館)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人(児童館)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人(児童館)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 II-3-(1) について

講評
事業報告、収支報告をホームページに掲載したり、各館の活動報告を冊子として配布したりすることなどにより、運営の透明性を図るよう努めています。
<p>① 事業計画書の冒頭で、法人理念、部門目標・方針を明示し、目指す方向性を公表しています。併せて、それを踏まえた事業計画の詳細な内容、事業報告、収支予算・決算など明示しています。事業計画・報告、収支予算・決算は法人ホームページに掲載され、誰もが閲覧・確認できるようになっています。</p> <p>② 第三者評価の受審は、本評価の受審が初めてとなります。これまででは、自治体の指定管理者施設管理評価がありました。評価結果は、自治体のホームページで確認することができますが、法人ホームページでもリンクを貼るなどの工夫も必要と思われます。</p> <p>③ 各児童館の情報はどうかんたよりを発行して、小学校全家庭、地域の自治会、民生・児童委員、青少年委員などの関係組織に配布し、地域に公表しています。活動報告は、毎年度詳細な報告冊子を作成し、関係各所に配布することで、児童館の存在、活動内容をPRしています。</p>

II-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		判定
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		判定
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(1) について

講評
利用者と児童館をつなぐための活動の周知や地域資源の参画などの実践があります。
<p>① 法人の事業計画書冒頭に「児童館・こどもクラブの機能と活動」として、子ども・家庭・地域を中心とした児童館の関わりを概念図として示して、明確化しています。また、この概念図は、毎年度児童館ごとの活動報告書にも全館掲載され、児童館と地域との関わりや活動の意義を伝えています。</p> <p>② 各館地域の子育てに関わる情報類（パンフレット、おたより、チラシ、ポスターなど）をラックで配架したり、わかりやすく掲示したりするなど、利用者への積極的な情報提供に努めています。</p> <p>③ 地域の方に児童館を知っていただき、利用者と地域の方々との交流を図る事業として、下町子ども工房や児童館まつりなどを行っていましたが、感染症拡大のため実施ができていない状況です。じどうかんたよりを関係者に直接手渡しの方法で配布するほか、ウェブで児童館作品展を配信したり、年度の活動報告を作成・配付したりするなど、様々な媒体で情報発信に努めています。また、各館で感染に配慮しながら、できることに少しづつ取り組んでいる状況です。</p> <p>④ 学校の職場体験や区社会福祉協議会の夏体験ボランティアなどを積極的に受入れています。また、地域の方による、子どもの栽培活動の支援や読み聞かせ、安全マップづくりへの協力など、地域の協力を得て児童館活動の幅を広げる努力もしています。</p>

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目	判定
------	----

1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(2) について

講評

利用者の援助に必要な関係機関・団体と連携し、情報を整理し明確にしています。

- ① 各館で「児童館を取り巻く地域の子育てネットワーク」と題した、地域の社会資源例を示した図を館内に掲示して利用者に示しています。また、各館において運営上必要な連携・関係機関をリスト化し、毎年更新をしています。常に必要な機関は、事務室内に掲出してすぐに連絡ができるようにしています。
- ② 年1回、各館で大規模な地域懇談会を開催して、1年間の児童館の活動報告を行うとともに、子どもや家庭の子育てに関する情報交換を行っています。現在は感染症拡大のため実施ができていませんが、詳細な活動報告冊子を配布することで、児童館の活動内容の周知に努めています。
- ③ 地域の関係組織からの要請で、各会議に出席したり、放課後子供教室運営協議会の委員として出席・協力したりするなど、各児童館の地域の状況に応じた対応をしています。要配慮児童・家庭等の支援の際には、子ども家庭支援センター、学校等の必要な機関と連携し、子どもの最善の利益を前提として取組む体制となっています。

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		判定
1	法人(児童館)が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	—

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		判定
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	—

【評価項目】 II-4-(3) について

講評

児童館が社会資源として活用されたりよう、積極的な関わりに努めています。

- ① 台東区の児童館には現在「児童館運営協議会」はありませんが、年に1度、各館で地域懇談会を実施しています。児童館の日ごろの実践を地域の各種団体・組織に向けて報告し、活動への理解を深めてもらうとともに、各団体の近況報告や地域の子どもについての情報交換を行い、地域のニーズの把握に努めています。
- ② 上記①で把握したニーズや意見は開催報告とともに法人本部に報告され、児童館運営の検討の際に反映されます。
- ③ 一方で、学校、PTA、放課後子供教室、青少年委員、民生・児童委員、主任児童委員などの団体からの要請により会議出席や講師として出講、イベントでの遊び提供など、地域の社会資源として持っている力を活かしてもらえるように積極的に関わりを持つように努めています。

〈Ⅲ 適切な福祉サービスの実施〉

Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		判定
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		判定
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(1) について

講評

利用者の尊重について、児童館の目標・運営方針などで明示し、職員は常に意識し、理解を深めながら児童館活動を行っています。

- ① 児童館の目標・運営方針の中で「子供たちの権利と自由を大切にします」や「自らの生命や人権の尊重」を謳い、子どもの権利を保障するとともに、子どもが自らの生命や権利を大切にする援助を目指して活動しています。職員は日頃より研修の機会や館内の掲示で確認をし、常に意識して利用者対応を行うよう努めています。
- ② 倫理綱領を定め、個人の尊厳や人権の尊重、自己選択・自己決定権の尊重などを明示しています。職員は、人権研修などに参加して確認と理解を深めています。さらに、法人・児童館として定期的に倫理綱領を確認するなど、組織としての取組にも努めています。職員は、日常的に職員同士で子どもに対しての態度や言葉遣いに気を付け合っています。
- ③ 利用者のプライバシー保護については、規程が定められ、職員マニュアルで具体的な取組みが明示されています。また、安心して利用してもらえるようにホームページでも法人のプライバシーポリシーを宣言しています。職員は個人情報保護研修で理解を深めています。

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するため必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		判定

1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

III-1-(2) 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		判定
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	一
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】 III-1-(2) について

講評
<p>児童館紹介パンフレットを渡す、新年度に児童館ツアーを行うなど、来館者が安心して利用するための手立てを講じています。</p> <p>① 児童館が行っている乳幼児親子向け、園児向け、小学生向けなどの年代別の活動や、地域に出向く活動などを掲載した全児童館共通のパンフレットが用意されています。パンフレットは、台東区児童館の運営方針を表紙に表示しており、初めて来館された方にお渡ししたり、気軽に手に取れるように玄関口に配架したりしています。</p> <p>② ①のパンフレットは、活動の様子や館内の写真が多く掲載され、児童館に行ったことがない方でも、目で見てどのような所なのか、どんな活動ができるのかがイメージしやすいように作られています。中・高校生世代向け、小学生向け、外国籍の利用者や地域の方も多いことから、外国語のパンフレットも作成するなど、多様な利用者に合わせた情報の発信に努めています。</p> <p>③ 毎年、新しく利用を開始する新入生などを対象に児童館の見学ツアーを実施して、児童館の利用方法や守ってほしいことなどを説明しています。また、工作室については、道具を正しく安全に使えるようになることを目的に講座を実施するなど、自由で安全な遊びを展開するための手立てを講じています。</p>

【評価項目】 III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		判定
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	一
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	一
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】 III-I-(3)について

講評

利用者満足度調査や日頃の利用者の言動から要望を把握し、活動等の改善に役立てています。

- ① 毎年度、利用児童、保護者に対して満足度調査を実施して、活動に対する感想や要望などを把握しています。
- ② 上記①の調査結果は、利用者の日々の声などとともに活動・行事の振り返りと改善に活用されます。満足度調査は、その結果の公表について検討を要します。
- ③ 児童館運営協議会の設置はされていませんが、年1回の地域懇談会での発言、職員が日ごろの活動の中で見聞きした利用者の様子や声、地域の方々の意見が重要な資料となって運営の改善や活動成果の分析・検討に活かされています。満足度調査などの意見を受けて改善されたことがホームページや玄関掲示、お便りなどで公表されることで、利用者の協力度がより高まると思われます。

【評価項目】 III-I-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-I-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		判定
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

III-I-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		判定
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

III-I-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		判定
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】 III-Ⅰ-(4)について

講評

相談・苦情や要望を受付ける窓口が設けられ、真摯に対応する体制を整えています。

- ① 相談・苦情の受付から解決・改善に向けての流れがフローチャートで示され、各館玄関に掲示されています。図では、1次窓口(受付)には館長と法人本部課長補佐、2次窓口に法人本部課長を設定・案内して、重層的に解決と改善に当たることが分かるようになっています。併せて児童館、法人本部の電話番号を明示しています。今後は、第三者委員の明示についても検討を要します。
- ② 子どもについては、満足度調査の実施、意見箱、子ども会議、掲示板の設定や日ごろの子どもの言動から意見、要望を汲み取って、その実現に向けた援助を行っています。保護者や地域の方々は、満足度調査の実施や意見箱の設置を行って、気軽に意見や要望を伝えることができるよう対応していますが、館長、職員との日ごろ培われた信頼関係から児童館に口頭で直接話があるほか、最近では法人本部、自治体に直接こうした連絡が入ることも増えている状況です。
- ③ 苦情や要望は、速やかに、真摯に対応を行う体制です。法人本部で事実確認と指導を行うとともに、館長会では報告と分析を行い、再発防止に取組みます。こうした情報は主任会、リーダー会でも共有し、全区で再発防止が徹底されます。

【評価項目】 III-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		判定
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

III-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		判定
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

III-Ⅰ-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目	判定

1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】 III-I-(5) について

講評

利用者の安全に関わるマニュアルや手立てが整備され、定期的な訓練も実施しています。

- ① 各館のリスクマネジメントに関する責任者は館長となっています。事故発生時は、速やかに事故対応を図り、併せて事故報告書、一報書の提出を行います。法人本部では、児童館の安全に関わるリスクを検討する会議体として運営会議を設置しており、各館からあげられた事故やヒヤリハット事例について、毎月分析・検討・情報共有が行われ、各館での対応に活用されています。
- ② 感染症対応に関する責任者についても館長となっています。新型コロナウィルス感染症の拡大を受けて、自治体が発出した「台東区立児童館版 感染症予防ガイドライン」が自治体のホームページに掲載されるとともに、法人本部としてはマニュアルの作成、対応フローの作成を進めています。職員会議での対応確認、利用者への検温、消毒、マスク、換気への協力のお願いを進め、対策の確実性を高めるように努めています。
- ③ 法人本部全体で事業継続計画（BCP）の策定がされており、災害時等の初動行動について明確化されています。定められた防災訓練を行うとともに、消防署や警察署の協力による訓練・啓発活動や併設保育園と連携しての訓練など、各館の状況に応じた実践的な活動に努めています。

III-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		判定
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		判定
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 III-2-(1) について

講評
<p>児童館として行うべき基本事項が明示され、常にこれを基に児童館運営が行われています。</p> <p>① 法人本部において児童館運営に関わるマニュアルを整備しており、各館職員は日頃からその内容を確認しながら、利用者の対応を行っています。また、日常的な清掃や点検、部屋対応、活動や書類の分担等の業務確認は、チェック表や一覧できる分担表などにより、各館で対応しています。日々のミーティングを通じて職員同士でそれぞれの動きを確認して漏れがないように運営をしています。</p> <p>② 児童館の目標として「子どもたちの自由や権利を大切にする」ことを掲げています。また、利用者尊重やプライバシー保護、権利擁護については職員マニュアル、倫理綱領に明記されています。プライバシーポリシーを明示し、ホームページにも掲載しています。</p> <p>③ 3年ごとの行動計画の見直しを契機として、標準的な福祉サービスが実施されているかを確認し、日常業務は定期的に提出する各種業務報告を通して標準的な実施方法の実行が検証されています。</p>

【評価項目】 III-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		判定
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する	○

仕組みが整備されている。	
--------------	--

III-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		判定
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】 III-2-(2) について

講評
<p>情報は細心の注意を払って、共有・保管・管理が行われています。</p> <p>① 法人本部により各種の記録の書式が統一されており、記入の方法もマニュアル化されています。日々の子どもの利用状況や活動の内容等は、引継ぎノートに記録されます。また、行事結果や月のまとめ等は、各月所定の様式に入力し、記録内容は各館で共有・確認され、その上で法人本部に提出されます。</p> <p>② 児童館のオンライン上の共有フォルダーが設定されており、児童館内、他児童館、法人本部で必要な情報共有が行われています。また、毎月の館長会、主任会、リーダー会でも情報の共有を行っています。</p> <p>③ 児童館で取り扱う個人情報の管理責任者は館長となり、個人情報保護規程に基づいた厳重な管理を行っています。児童館の利用には、毎年度の初回利用時に入館票、2回目以降は来館票に記入提出することになっているため、事前に情報を必要とする理由や個人情報の取扱いなどについて説明し、納得いただいたうえで利用をしています。</p>

＜児童館の活動内容に関する事項＞

I、児童館の施設特性

【評価項目】 I-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		判定
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	子どもが遊ぶことができている。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができている。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 I-(1)について

講評
<p>様々な年代の子どもが、自分の意志で遊びに行くことができる環境を整えています。</p> <p>① 初めての子どもでも気軽に安心して来館することができるよう、外の掲示板や館の入り口は明るく親しみやすい雰囲気づくりを心がけています。入口付近には顔写真入りのスタッフ紹介や、活動の様子がわかる写真を掲示して館内の様子を伝えています。職員は子どものやりたいことを尊重して丁寧に声をかけています。</p> <p>② 各部屋に職員を配置して子どもの気持ちに寄り添いながら必要に応じて支援しています。各部屋は乳幼児から中・高校生世代のそれぞれが楽しめる遊具、素材が置かれ、定期的に入れ替えも行っています。職員は、子ども自らがやりたい遊びを自由にできるように、サポートを行っています。</p> <p>③ 日常の遊びはもちろんのこと、谷中ガーデン（栽培活動）、大江戸清掃隊（地域の清掃）、おはなしのとびら（読書推進活動）、つくってみようプログラムなどの事業を通して、年齢が異なる子ども同士の出会いや関係づくりができる機会として設定されています。</p>

【評価項目】 I-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		判定
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができている。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 I-(2)について

講評

児童館の特性を発揮して運営するよう工夫をしています。

- ① 文京区や荒川区と隣接し、防災ひろば「初音の森」も隣接するなど、学校や区を超えて放課後児童クラブ登録児童や自由利用の子どもたちと広い地域の子どもの利用があります。職員は、子どもたちが小学校区などに関わりなく一緒に遊ぶことができるよう必要に応じて援助を行っています。
- ② 職員は、子どもとの関わりの中で不登校や要支援児童など、課題を持つ子どもや家庭的な背景、福祉的課題にも対応しています。そして、必要に応じて子ども家庭支援センターとの連携、家庭や学校と連絡を取ったりするなど、子どもにとって最善の利益につながる方法で支援が行えるよう、各所と連携できる体制があります。
- ③ 地域の方々と子どもたちの交流は、コロナ禍以降、直接関わりを持つイベントを開催することができず苦慮していますが、所属している「谷中コミュニティ委員会こども未来部会」の委員と共に「栽培活動」や「地域安全マップ」づくりなどの活動や行事で地域に広がる実施可能な方法を模索しながら進めています。

【評価項目】 I-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		判定
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 I-(3)について

講評

子どもの権利の保障は最重要事項として取組んでいます。

- ① 子どもの権利については、「子どもの権利」に関するコーナーを設けて、関連図書を子ども自身がいつでも手に取れるようにしています。また、子どもが見て学ぶことができる掲示の作成や、「おはなしのとびら」で子どもの権利に関する本を読むといった活動をしています。今後は、子どもたちにとって分かりやすい具体的な取組みを導入して、子どもたちがより「子どもの権利」について知ることができる機会を設けることも期待されます。
- ② 「意見箱」の設置、「アンケート」の実施、定期的に「こども会議」を開催することにより、誰でも気軽に意見を述べることができる環境を作っています。こども会議では「児童館でやってみたいこと」「欲しいおもちゃ、本」などについて話し合い子どもの声や意見を尊重するとともに、子ども自身も自らの権利について興味や関心が持てるように取り組んでいます。
- ③ 区内児童館全館共通の「職員マニュアル」中で、子どもの権利擁護について明文化されています。「人権研修」や「コンプライアンス研修」への受講を通して、常に意識化を図り子どもの権利保障について、職員間の共通理解と職務姿勢の徹底に努めています。

2.遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		判定
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々の一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1)について

講評

子ども一人ひとりの発達や特性などの日頃の状態を把握して、適切な支援を行うように努めています。

- ① 発達の個人差を踏まえ、子どもに関わる際の年齢や発達段階に応じた話し方、対応で適切に行うことを経験年数や職層研修参加などで進めています。専門機関の巡回訪問により支援の方法やアドバイスをもらうことで、ケースを通した学びを職員間で共有して、子どもと家庭にとってのより良い支援に繋げています。
- ② 発達特性などから個別の記録が必要な場合は、法人指定の「個別ケース記録」「引継ぎノート」に記入を行うことにより、全職員が対応過程を時系列で閲覧できるようになっています。記録は児童館のケース検討等での資料となり、職員間で対応方法を共有することに役立っています。
- ③ 気になる子どもの対応では、適宜小学校を訪問し、情報共有を行っています。来館時には、子ども一人ひとりの状態に気を配り、適宜声を掛け、一緒に遊んだり、他の子どもとの橋渡しをしたりするなど、個別に寄り添った対応を行っています。前日、当日の子どもの様子は、朝会、夕会で職員間の情報共有を行って記録しています。

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		判定
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2)について

講評

子どものやりたい、作ってみたい遊びや制作が実現できるよう、環境づくりの配慮をしています。

- ① 各部屋の遊具や道具は、子どもが自由に選んで遊びやすいように、どこに何があるかがわかりやすく可視化されて整理整頓されています。図書は子どもが興味に応じて選択できるように、コミックをはじめ、乳幼児向け絵本や工作や手芸の本、図鑑、中・高生世代向け書籍など様々なジャンルが揃えられています。
- ② 日常の遊びは、子どもが「やりたい」「作ってみたい」ことに自由に取組めるようにしています。限られた時間・空間を子どもたちが納得して使うことができるよう遊びが重なってしまった場合は、子どもたちが話し合って融通をつけることをサポートします。工作室はいつでも好きなものが作れるように、様々な材料・工具などが豊富に揃えられ、自由に使えるようになっています。
- ③ 定期的に「こども会議」を開催して子どもの声を引き出すとともに、子どもの遊びの様子を職員間で共有して記録し、子どもの対応に活かしています。また、月のまとめでは、企画・目標と実施結果、課題を話し合い、次の活動に活かすなど、より良い子どもの支援に繋げています。

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		判定
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中の個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3)について

講評

様々な年齢の利用者が交流し、活動を通して一人ひとりが成長できるよう援助をしています。

- ① 集団遊びの楽しさを伝えるプログラムを実施して、自発的に様々な年齢の子どもが一緒に遊ぶ機会を作ったり、栽培活動や造形活動での「やりたい」「参加したい」を実現することによって達成感や自己肯定感が育まれることを大切にして関わっています。
- ② 乳・幼児親子が優先して使える部屋、中・高校生世代が優先して使える部屋を設定しています。乳幼児親子と小学生の関わりは、要望に応じて、一緒に遊ぶことができるよう柔軟な環境整備を行っており、日常的に一緒に遊ぶ姿が見られます。中・高校生世代も卓球をしたり、職員との関わりを求めて来館しています。そのため、できるだけこの世代が利用できるように時間と空間の確保を工夫して対応しています。
- ③ 職員は、子どもが遊ぶ様子を見守り、必要に応じて援助することで、子ども一人ひとりと子ども集団の関係性を把握し、子どもが仲間関係を築き、集団で遊ぶ体験もするように努めています。子どもの関係性で、職員間で特に共有が必要な状況が生じた場合は、その日の夕会で報告をするとともに、引継ぎノートに記録して今後の対応の検討に活かしています。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		判定
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1)について

講評

各部屋は、すべての利用者が安心して過ごすことができる居場所となる環境づくりを意識して整えられています。

- ① 乳幼児から中・高校生世代まで利用できることを児童館たより等で広報し、中・高校生世代の利用も日常的に見られます。児童館の各部屋は、部屋の用途に合わせて、利用する子どもが興味・関心を持つような本や玩具類、スポーツ等の道具類が用意されています。
- ② 年度の初回利用時に入館票に住所、氏名や緊急連絡先として保護者の連絡先、年齢、学校名、学年などの情報を記入してもらい、緊急時の持出し物品に位置づけ、連絡手段として使用しています。2回目以降は、簡易記入ができる来館表に記入してもらうことで、利用者の来館の把握をしています。
- ③ 乳幼児親子の利用は、談話室を幼児親子の優先スペースとして活用することで、ゆったりとくつろいで遊ぶことができる環境づくりを行っています。また、防災コミュニティセンター内に設置してある、授乳室やおむつ交換台、給湯器、誰でもトイレを使用することができます。同様に、併設の図書館、区民館、防災広場とともに、各世代が自分の生活時間に合わせて好きなことをして過ごすことができるようになります。また、児童館内には、各世代が自分自身の空間でくつろぐことができる個室や、子供たちが遊ぶことができる遊戯室があります。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		判定
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2)について

講評

中・高校生世代の利用の促進に向けて工夫を重ねています。

- ① 児童館が中・高校生世代も利用ができるなどを、パンフレットやおたよりなどの広報媒体を活用して周知・広報しています。また、年度の始めには近隣中学校に挨拶に行って、児童館の積極的な利用について確認をするとともに、児童館よりの配布や行事ポスター掲示の依頼を行って利用の促進に努めています。

- ② 集会室に中・高校生世代に人気のある電子ピアノ、ドラムセット、ギター等の楽器類を設置し、楽器演奏ができたり、中・高校生世代向け書籍などの備品を整えたりしています。空間の限りはありますが、遊戯室での卓球、ポークル遊びが時間を区切って占有できるようにする等、できるだけ使いやすく魅力のある時間・空間を確保するよう工夫に努めています。
- ③ 中・高校生世代向けのアンケートや日頃のコミュニケーションを通じて、ニーズを把握するように努めています。小学生の頃から児童館を利用している中・高校生世代も多いことから、児童館が継続した居場所として、おしゃべりや相談などいつでも安心して受け入れてくれる場所として認知されるよう丁寧な対応を心がけて関わることができます。今後も新たな中・高校生世代利用者の居場所や活動場所として、多くの子どもに利用されることを期待します。

4. 子どもの意見の尊重

【評価項目】4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		判定
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合って、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】4-(1)について

講評

様々な子どもの意見を尊重し、意見が汲み取れるように工夫をしています。

- ① 子どもの年齢や発達段階を考慮して、日頃から子どもの声や意見の聞き取りを行っています。幼児の意見の尊重は、保護者にも協力していただきながら、その意向も参考にしています。小学生以上の子どもは、無記名で投函できる意見箱の設置やこども会議を通じて声を聴き取っています。こうして把握した内容は、日頃の児童館の運営や行事などに活かされています。
- ② 区内児童館全館でコミュニケーションボードを設置して、障がいのある子どもの声や気持ちを汲み取り、それにてきる限り寄り添うように取組んでいます。また、外国語が母国語の利用者の支援として翻訳機の活用や筆談ボードを設置し、ひらがな表示やルビ振り、文字を大きくした掲示などでコミュニケーションのバリアが取り除かれるように配慮し、安心して意見や要望が言えるよう努めています。
- ③ 意見箱に入った子どもの意見用紙は、館長が回答を記入してから掲示板に掲示をして、投函した子どもの想いに応えています。また、子どもからの意見集約では、事前のポスター掲示や以前実施した行事の写真などを掲示しながら子どもが活発に意見を出しやすくなるように配慮されています。さらに、職員は日頃の子どもたちの言動から声なき声を拾うことができるよう、丁寧な関わりを心がけています。

【評価項目】4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		判定
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】4-(2)について

講評

子どもの意見が運営や活動に反映され、子ども主体の活動となるように援助しています。

- ① 意見箱、掲示板、相談要望苦情の意見の設置の他、利用者アンケート、満足度やニーズの調査を実施しています。意見箱に入った子どもの意見用紙は、館長が回答を記入してから掲示板に掲示をして、投函した子どもの想いに応えています。
- ② 定期的に開催している「こども会議」を通じて、子どもの声を聴き取っています。会議から出た声や意見は、自主

- 企画として日頃の児童館の運営や行事などに活かされています。「ダンボールハウスづくり」「お化け屋敷」「卓球大会」「カードゲーム大会」などの開催が実現しています。
- ③ 玩具や図書の購入時は、上記のこども会議での意見やアンケートを参考にしています。また、職員は子どもの意見の実現に向けて、朝、昼、夕の打ち合わせや、毎週月曜日の情報共有打ち合わせ会議を行い、引継ぎノートに子どもの声や意見の聞き取り内容を記入しています。当館は「みんなでつくろう！じどうかん」を児童館テーマにしており、子どもが主体となって遊んだり、企画を実現したりすることを援助しています。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		判定
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合は早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-(1)について

講評

配慮を必要とする子どもや家庭も安心して利用するための取組や対応を行っています。

- ① 区内児童館共通の「個別ケース記録シート」があり、記入された記録はミーティングなどで職員間の共有が行われています。それぞれのケースの履歴を共有することで、職員の誰もが適切な対応に繋げることができるようになっており、マニュアルを作成し活用しています。
- ② 職員は、日常的な子どもとの関わりから、子どもへの不適切な養育や虐待に気づくことがあります。その際には、区内児童館共通のチェックリストやマニュアルに基づいて対応が進められます。ケースの内容が一定の状態を超える場合は、その情報を法人本部に連携し、本部と協議をしながら対応しています。
- ③ 職員は、日頃から子どもの遊びの様子や子ども間の関係について把握し、子どもがくつろいだり、楽しく遊んだりできるように見守り、必要に応じてサポートに入ります。また、館内ポスターなどでのいじめ防止等の啓発も行っています。配慮や支援が必要な子どもや家庭の対応が必要な際は、職員間で情報を共有し、その子どもにとって最善の対応手段を検討して援助します。援助の過程は「個別ケース記録」「対応記録」「報告書」作成と共に、必要に応じて保護者や学校と連携し、早期対応に努めるなど、予防と早期対応の両面で支援を
- ④ 台東区全館の職員マニュアルの「倫理綱領」「職員の心得」では、「差別や偏見を持たず、地域の子供の最善の利益を守る援助者として職務を全うしていく」ことを明示しています。当館においても、利用したい子どもの個別の状況に合わせてできる限りの配慮を行うこととしています。

【評価項目】 5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		判定
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2)について

講評

子どもへの適切な支援を行うために、地域の社会資源との連携を積極的に行っていきます。

- ① 配慮を要する児童や家庭の支援では、引継ぎノートや対応記録などを作成し、管理保存しています。また、毎日の出来事を記録することにより、職員間で情報共有し、翌日の対応の連続性、継続性を担保しています。特に、個別対応が必要なケースは、定例の職員会議でケース検討を行い、全職員が共通の認識を持って継続的な対応を行います。
- ② 子どもの援助を行う中で、継続的な対応が必要な場合は、家庭や学校などと連携して児童館での様子、家庭での様子、学校での様子などについて情報の共有を行うなど、子どもを取り巻く関係者が同じ認識を持って援助ができるよう努めています。
- ③ 子どもの発達や家庭環境等で、特に配慮が必要な子どもが認められた場合には、子ども家庭支援センター、児童相談センター児童相談所、青少年委員、主任児童委員、民生児童委員、保健所等の専門機関と連携して、情報の取得と共有を行い、児童館としての支援の方策を検討して対応しています。

6. 子育て支援の実施

【評価項目】 6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		判定
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-(1)について

講評

子育て家庭が安心して子育てができるよう、様々なニーズに応えることで支援しています。

- ① 乳幼児と保護者の交流の場として、子どもの発達過程を考慮した年齢別の幼児タイムを実施しています。幼児タイム以外でも、乳幼児が優先して利用できる部屋を設けることで、いつでも訪れることができ、くつろぎながら遊ぶことが可能となっています。また、休日には、乳幼児親子と小学生とその保護者などの利用もあり、異世代交流の機会とニーズに応えることで子育て家庭を支援しています。
- ② 幼児タイム以外にも、園児親子向けの活動も実施しています。工作、手芸などの制作やルールのある運動遊びなど、幼児タイムより少し難しいことにチャレンジします。子どもの発達段階に考慮した、家ではなかなかできない遊びができると好評です。地域の子育て仲間づくりや、ふれあいなど、様々な視点からニーズに応えることで親子の来館を促し、職員は、その中でいつでも気軽に相談できるよう、信頼関係を築いています。
- ③ 乳幼児の保護者との信頼関係が築かれていることから、日常的に関わりの多い職員は、活動の中で相談を受けることがあります。その際は、幼児タイム日誌、相談要望苦情対応記録に記して情報を共有し、悩みやニーズの把握、検討と対応に努めます。他の機関の関わりも入った方が良い場合は、その機関と繋いだり、紹介したりします。また、館内にポスター掲示や、子育てに関する不安や悩みの相談窓口の関係機関ポスター、チラシ設置を配架して関連情報の提供を行っています。

【評価項目】 6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		判定
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	-

【評価項目】 6-(2)について

講評

乳幼児保護者の主体的な参加を促すプログラムを意識しています。

- ① 幼児タイムでは、参加者が受動的にサービス提供を受けるばかりではなく、参加者が自ら楽しく参加できるようにプログラム内に参加要素を加えたり、準備や片付けの協力などの役割分担をしたりするなど、ともに楽しむ、参画する意識が継承されるように支援しています。
- ② 幼児タイムのプログラム内容は、保護者の声や意見、要望などを茶話会、アンケートを実施して聞き取り、保護者

- の交流が促進される内容を意識して組み立てています。アスレチック、絵の具、シャボン玉、新聞遊び、手形足型取りは家では経験させることができないプログラムとして好評を得ています。
- ③ 乳幼児と中・高校生世代とのふれあいは、日常の児童館利用でも、同じ空間で遊んでいる中で、ふれあいや交流が見られます。時には職員が保護者と中・高校生世代の間に入って交流を促します。また、職業体験の受入れの際には、乳幼児活動に加わってお世話や保護者と関わる機会を設け、交流ができるように配慮しています。事業として乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験は実施されていません。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取組んでいる。

標準項目		判定
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1)について

講評

「地域に根差した児童館」を目指して、子どもの健全育成を地域との協力関係で進めるよう努めています。

- ① 児童館設立当初からの子どもの遊び場、健全育成の活動の充実を願う地域住民の意向や後押しがあり、日常的に地域住民や企業から遊具、段ボール、紙など様々な寄付をいただく関係があります。また、下町こども工房（屋外で木工作を楽しむ行事）、谷中ガーデン、おはなしのとびら、大江戸清掃隊、地域安全マップづくりなど、様々な活動で地域の方のボランティアとしての参加があり、子どもと地域の方が直接交流できる機会があります。
- ② 防災広場「初音の森」が日常的な子どもの遊び場となっており、児童館でも「広場で遊ぼう」「大江戸清掃隊」など、「初音の森」を活用した行事が実施されています。
- ③ 谷中コミュニティ委員会の行事に参画したり、地域行事やお祭りに子どもを引率して参加・協力したりするなど、地域の社会資源としての役割も果たしています。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		判定
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	-
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1)について

講評

子どもがボランティアとなって主体的に関わることや、地域ボランティアとの関係を進めています。

- ① 子どもの遊びの一環として、楽しみながらボランティアに取組む機会が作られています。子どもの年齢などに応じた日常のお手伝いや、「大江戸清掃隊」「栽培活動」など自ら選んでボランティア活動に参加する姿があります。

- ② 乳幼児タイムでは乳幼児とその保護者の主体的な参加と交流の促進が図られています。音楽活動をしている保護者による「子ども向けコンサート」がボランティアイベントとして行われました。今後のさらなる継続が期待されます。
- ③ 下町こども工房、谷中ガーデン、おはなしのとびら、大江戸清掃隊、地域安全マップづくりなどの活動は、地域の方によるボランティアにより成立しています。子ども・保護者と地域の方々との人間関係づくりやプログラムの充実に繋がっています。

9. 子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		判定
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1)について

講評
<p>利用者の誰もが安心・安全に過ごすことができる児童館運営を目指し、様々な取組を行っています。</p> <p>① 施設の使い方、遊具の使用方法、片づけ方などについて、子ども目線で分かりやすく伝わるように工夫されています。貼り紙は、利用者が安全に気持ちよく遊ぶための最低限の利用案内やお願いに留めています。また、新一年生や初めて児童館を利用する子どもを対象とした「児童館探検ツアー」を実施して、部屋の使い方や遊具の利用方法などのルールを伝えています。のこぎりやトンカチなどの道具を使う工作室では、簡単な釘打ちなどから初めて、道具に慣れてきたら自由に使って遊ぶことができるよう支援しています。</p> <p>② ケガへの応急処置を職員全員が対応できるよう救命講習を受講し、最新の情報を得たり、AED の使い方を確認したりしています。事故の発生時は、速やかな保護者への連絡、報告書の作成等を緊急時対応マニュアルに従って行います。ヒヤリハットは区内全館共通の書式に記録を行い、館内での共有・検討を行うとともに、区内児童館のリーダー会で共有し、予防と再発に努めています。</p> <p>③ 調理活動は、衛生管理マニュアルに沿って、事前の便りやチラシでアレルギー成分などを周知し、申請時にアレルギーの有無や成分の確認を行って実施されています。</p>

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		判定
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1)について

講評

地域・学校・児童館が三位一体となって、地域の子どもの健全育成を進めています。

- ① 新年度には、近隣学校に挨拶に伺い、相互の年間計画を交換し、毎月児童館たよりを小学校、中学校に配布するとともに、学校からおたよりをいただき、各クラスの担任との情報交換も適宜行われています。その他、学校とは、子どもの様子、災害や事故が発生した際の情報連絡の交換なども適宜行える良好な関係があります。
- ② 児童館の運営や活動内容は、地域懇談会や利用者アンケート、児童館たよりや年間活動報告の配布・掲示をすることなどにより、地域に発信しています。また、ホームページでは児童館たよりを掲載し、いつでも最新の情報を得られるようにしています。
- ③ 館長が小学校等の運営連絡協議会に参加して、相互の連携が継続できるよう関係づくりに努めています。また、他機関、施設の情報をポスター、チラシ、パンフレットなどで得て、必要な利用者が適宜入手できるように配架・発信しています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		判定
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	—
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時の対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	—

【評価項目】 10-(2)について

講評

児童館運営協議会設置を目指し、子どもの健全育成を図るネットワークづくりが期待されます。

- ① 「地域懇談会」の開催により、児童館の活動報告や取り組みへの意見の聞き取りを次年度の運営に反映させています。
- ② 「地域懇談会」では、地域、学校、関係機関、谷中こどもクラブ保護者を構成員としてそれぞれの立場からの意見交換を行っています。

- ③ 年間通して定期的に開催される「運営協議会」設置と同時に、子どもを構成員とし、子どもも参加しやすく発言しやすい環境整備が望れます。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

II、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 II-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		判定
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 II-(1)について

講評
<p>日常的な職員間の連携・協力のもと、安心して通い生活する居場所になっています。</p> <p>① 放課後児童クラブ在籍児童は、児童館併設の利点を生かして、放課後児童クラブでの生活の流れの中で、日常的に児童館の各部屋で遊んだり、児童館で行っている様々な活動や行事に参加したりすることができます。子ども同士の自然な交流が行われています。職員も日々の中で児童館職員、放課後児童クラブ職員間の情報を共有しながら子ども同士の関わりを支援しています。</p> <p>② 台東区の基準に準じて定員数を設定し、「こどもクラブ利用案内」でクラブの育成方針や生活の流れ、緊急事態の際の連絡方法、個人情報の取り扱いなどの説明を行っています。</p> <p>③ 「谷中ガーデン」「大江戸清掃隊」など地域の方とのボランティア活動を通して、地域の子どもも放課後児童クラブの子どもも自由に参加し交流できるように行っています。</p>

総評

■特に良い点

ポイント1	<p>法人が掲げる理念、目標・運営方針の実現のために、児童館運営・活動について、仕組を確立し各館に行き渡らせています。</p>
	<p>法人本部では、所管各館の職員一人ひとりが法人の理念や目標・運営方針を認識し、一定の水準が保たれた児童館運営、子どもや子育て家庭等への援助の実施を目指して、仕組みを確立し、標準的な実施方法を各館に行き渡らせるよう努めています。 社会や児童福祉の動向に合わせて必要なマニュアルの整備と改訂を進めることにより、子ども・子育て家庭への支援の方法を標準化して明示し、各児童館で迷うことなく同一の対応ができる仕組みを構築しています。これにより、法人運営館は原則として同じ活動ができるようになります。運営の透明性の確保、コンプライアンスや個人情報保護等の徹底にも役立っています。併せて各館の運営状況を把握して共有・検討を行うことで、改善と質の向上に繋げるために、全館共通の各種記入シートを策定して報告を受けています。</p> <p>会議は所管全館を対象とした館長会、主任会、リーダー会等を階層別に実施しています。階層に応じた研修、勉強会、事例検討、情報共有と検討を行うことで、全館共通の仕組み、取組、マニュアルの内容等を必要なレベルで漏れなく行き渡らせることを仕組化しています。</p> <p>これらは区内の児童館利用者が、どこでも同質のサービスを受けることに繋がり、区内全館を同一法人が運営しているメリットもあります。</p>
ポイント2	<p>活動に際しては常に利用者の声を汲み取り、その意向を尊重しています。</p>
	<p>児童館では、保護者や子どもたちとの日常的なやり取りや、折に触れてのアンケートの実施などを通じて、常に利用者の声を汲み取り、その意向に沿うようにしています。職員は子どもが主体的・創造的に活動できるよう、その時々の子どもの状況や気持ち、職員の対応や支援の方向性等について、日々の連絡会議でお互いに確認しています。</p> <p>部屋の使い方については、子どもが自ら遊びを選択したり作り出したりできるように、子どもの意見も取り入れながら様々に工夫し、エリア分けをしています。</p> <p>行事やクラブ活動は、それ自体を目的とするのではなく、子どもの日常的な遊びがより豊かにおもしろくなるための投げかけであると捉えて、子どもの主体性を尊重しつつ取り組むように工夫されています。</p> <p>さらに、子どもの権利について子ども自身が知る機会をつくる取組みとして、子どもの権利コーナーを図書室に設置し、関連書籍が手に取れるようにしてあります。</p> <p>今後は、子どもたち自身が権利の主体であることについて、理解を深めるための一工夫をさらに行うとともに、子ども達が楽しみながら責任を持って児童館の活動に関わることができます。子ども主体の児童館運営を援助することで、さらに一歩進んだ子どもの居場所づくりに繋がるものと思われます。</p>
ポイント3	<p>設立当初から地域との豊かな繋がりをつくる取組みがあり、今後更なる児童館利用者と地域との再開を期待します。</p>
	<p>設立当初からの地域住民の強い要望で開設した児童館として、子どもと地域を繋ぐ様々な活動に取組んでいます。区が支援する地域住民の清掃活動「大江戸清掃隊」や打ち水などに参加するほか、地域の方々を巻き込んで屋外で木工作を楽しむ「下町子ども工房」、「下町こどもまつり」「防災アウトドアフェスティバル」や、児童館合同行事の「下町子どもステージ」などが行われていました。こうした行事の中には、コロナ禍で未だ実施ができていないものもありますが、子ども達と地域の方々が、遊びや活動を通して交流をすることができます。</p>

	るイベントであり、今後、感染症の状況を検討しながら再開が期待されます。現在は、栽培活動やおはなしのとびら等で地域のボランティアからアドバイスや参加をいただくなど、地域との関係が途切れないように、感染に配慮しながら 今できる取組みを行っている状況です。
--	---

■改善が望まれる点

ポイント1	各館設置地域の特性やニーズ、利用者の状況に応じて各館単位で判断することができる可能な幅を持たせることで、より利用者本位の活動が向上するものと思われます。
	「特に良い点」のポイント1で挙げたように、児童館で行う活動の実施方法の標準化やマニュアルの整備・改訂が常に図られ、組織としての会議体系も確立されているため、一定水準の児童館運営と子ども・子育て家庭の援助が、所管全館で行われる仕組みが確立しています。一方、各児童館の訪問調査に伺う中で、8館の設置地域に各地域ならではの特徴があるものの、その特性が活かされたり、地域児童の課題、住民・団体のニーズ等を取り入れたりした各館独自の活動はあまり見られませんでした。今後も、いっそう地域に根付き、開かれた児童館運営を目指すためには、地域や利用者の変化やニーズ・課題に気づいた際に、各館単位で判断し実施することが可能な幅を一定程度持たせることが検討が期待されます。そのことにより、さらに各児童館の特性が生かされ、利用者や地域のニーズに細やかに応える児童館運営が可能になると思われます。
ポイント2	乳幼児保護者主体の活動を援助し、保護者の子育て力を引き出す取組みが望まれます。
	子どもの発達過程を考慮した年齢別の幼児タイムが設けられ、それぞれの年齢に応じたプログラムが提供されています。また、幼児タイムがない日においても、乳幼児が優先して使える部屋の設定があることで、日常的に親子に利用され、くつろいで遊ぶ姿が見られます。園児向け活動では、乳幼児より少し難しく、家では体験できない制作や集団遊びも取り入れ、子どもの発達に応じた親子の交流プログラムを提供して好評を得ています。その他にも子育て相談を開催したりするなど、様々なニーズに応じたプログラムが行われています。プログラムは、保護者が単にサービスを受けるばかりではなく、保護者との協力関係が築けるような運営に努めています。 今後は、保護者が児童館を拠点として主体的に活動することも視座に入れて、当事者の子育て力をエンパワメントして、子育てサークルを育成したり、持っている力を地域に還元したりするような働きかけも期待されるところです。地域の保護者が子育て支援に力を発揮することで、地域の中に子育てを通じた緩い繋がりができ、地域ぐるみで子育てを行うという環境が醸成されることも期待できます。